

議員提出第15号議案

民泊の法制化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年10月7日

提出者

池田 一
白石 恵子
中村 芳信

田中 明美
尾村 利成
大屋 俊弘

藤原 常義
田中 八洲男
原 成充

(別紙)

民泊の法制化に関する意見書

訪日外国人観光客の急増に伴い、住宅を活用したいいわゆる「民泊サービス」が普及している。

しかしながら、ルールが設けられていない中で、地域によっては騒音やごみの出し方等で近隣住民とのトラブルが起きている事例がある。

これらのことを受け、国においては、安全性の確保、地域住民とのトラブル防止及び観光立国の推進を基本的な視点とする検討会が設置され、このほどその最終報告で、「民泊サービス」については、既存の旅館業法とは別の新たな法整備に取り組むこととされたところである。

ついては、国におかれては、法制化に当たり、「民泊サービス」と旅館業を明確に区別した上で下記のとおり取り組まれるよう要望する。

記

- 1 宿泊者の安全を確保し、地域住民の安心・安全な生活環境を守ることができるよう、例えば、公衆衛生、防火・防災及び防犯等の管理責任を明確にする等、旅館業に準じたルールを設けること。
- 2 地域の実情に応じた条例化が可能となるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官